

静交令4第21号  
令和4年8月18日

手形交換参加銀行 殿

一般財団法人 静岡県銀行協会  
静岡手形交換所

### 静岡手形交換所事業終了に伴う諸対応について

標記の件、静岡手形交換所事業終了に伴い、下記のとおり対応しますので通知いたします。

#### 記

#### 1. 目的

- (1) 静岡手形交換所（以下、手形交換所）事業の終了に伴う手形交換所規則関係規定等の廃止
- (2) 交換所の業務終了に伴う個人情報保護法関連の対応（不渡情報の共同利用終了等）

#### 2. 内容

- (1) 手形交換所規則関係規定等の廃止（別紙1のとおり）
  - ・手形交換所規則および同施行細則の廃止は、既に静交令4第3号（R4.5.11）にて示達済
- (2) 不渡情報の共同利用の終了に伴う対応（個人情報保護法関連）（別紙2のとおり）

#### 3. 実施日 . . . . . 別紙1および別紙2に記載のとおり

#### 4. その他

- 手形交換保証金の取扱いについて
  - ・静交令4第3号（R4.5.11）にて示達済みのとおり、業務終了後、年内目途に返戻予定です。詳細は別途示達します。
- 静交令4第3号（R4.5.11）「静岡手形交換所規則」等一部改正および「手形交換所の業務終了に伴う取扱い」策定の件については当協会ホームページでも確認いただけます。

⇒ URL : <https://www.shizuginkyo.com/>

PWD : sba-koukan （取扱注意）

以上

（本件照会先 事務局 赤堀・大谷 054-252-0148）